

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年3月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年4月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成26年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 藤の丘地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山下南地区	〃
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 空川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中池西ラ谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中池勘定地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下池地区	〃
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) オビ池地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 導水路地区	〃